

# 契 約 書

この契約書について、次の条件のほか金沢市契約規則（平成15年規則第1号）及び別添の条項に従って、信義を重んじ誠実に契約を履行する。

1 名 称 粟崎地区建物等水準調査業務委託（その1）

2 期 間 令和 年 月 日 から

令和 8 年 3 月 19 日 まで

3 契 約 金 額 ¥

うち取引に係る消費税  
及び地方消費税の額 ¥

（注）「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

4 支 払 方 法 業務完了後一括払い

5 契 約 保 証 金 \_\_\_\_\_

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発 注 者 金 沢 市

住 所 金沢市広坂1丁目1番1号

氏 名 金沢市長 村 山 阜

受 注 者

住 所

氏 名

## 委託

- (総則)
- 第1条 発注者と受注者とは、契約書に記載の委託業務（以下「委託業務」という。）に関し、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、これを履行しなければならない。
- （委託業務の執行）
- 第2条 発注者は、受注者に委託業務の執行を委託する。
- 2 受注者は、別紙仕様書により委託業務を執行しなければならない。
- 3 受注者は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、発注者の指示を受けるものとする。
- （権利義務の譲渡等の禁止）
- 第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- （一括再委託の禁止）
- 第4条 受注者は、業務の全部若しくはその主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。（特許権等の使用）
- 第5条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下この条において「特許権等」という。）の対象となっている施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその施行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。
- （損害のために必要を生じた経費）
- 第6条 業務の履行に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する理由による場合においては、これを発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。
- （委託業務結果報告書）
- 第7条 受注者は、次条第2項に定める場合にあっては契約書に掲げる期間ごとに、それ以外の場合にあっては契約期間の終了時に委託業務の執行の結果を記載した報告書（以下「委託業務結果報告書」という。）を発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定により委託業務結果報告書の提出を受けたときは、これを審査し、適当と認めたときは、受理するものとする。
- （委託料の支払）
- 第8条 発注者は、前条第2項の規定による委託業務結果報告書に添えて請求書を受理したときは、その日から30日以内に請求された委託料を受注者に支払わなければならない。
- 2 委託料を月額又は回数に分けて支払う場合は、契約書のとおりとする。
- （委託料の減額）
- 第9条 発注者は、受注者が委託業務の一部を執行しなかったときは、受注者と協議の上、委託料の一部を減額することができる。
- （発注者の任意解除権）
- 第10条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第12条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
- （発注者の催告による解除権）
- 第11条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、

- 相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- (1) 履行期限内又は履行期限後相当の期間内にこの契約を履行する見込みがないと認められるとき。
- (2) 正当な理由がなくて着手すべき時期を過ぎても着手しないとき。
- (3) 委託業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせたとき。
- (4) 正当な理由がなくて契約不適合に対する履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- （発注者の催告によらない解除権）
- 第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第3条の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- (2) この契約を履行することができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者のこの契約の一部の履行が不能である場合又は受注者がこの契約の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約した目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 委託業務の執行が著しく困難になったことその他やむを得ないと認められる事由によって、受注者がこの契約の解除を申し入れたとき。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
- ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
- イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしていると認められるとき。
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

【2025.4.1 施行】

- カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- ク 受注者が金沢市契約規則（平成15年規則第1号）第43条の2第1項第7号から第10号までに規定する談合その他不正行為のいずれかに該当したとき。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除されたときは、発注者に対してその損害の賠償を求めるることはできない。  
(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)
- 第13条 第11条又は前条第1項に規定する場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定により契約を解除することができない。  
(受注者の催告による解除権)
- 第14条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。  
(受注者の催告によらない解除権)
- 第15条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 契約の内容を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
  - (2) 契約の履行の中止期間が履行期間の10分の5を超えたとき。  
(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)
- 第16条 第14条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。  
(解除等に伴う措置)
- 第17条 発注者は、この契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する委託料を受注者に支払わなければならない。
- 2 受注者は、この契約が解除された場合等において、貸与品、支給材料等があるときは、遅滞なく発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品、支給材料等が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。
- 3 受注者は、この契約が解除された場合等において、履行場所等に受注者が所有する材料、工具その他の物件があるときは、遅滞なく当該物件を撤去（発注者に返還する貸与品、支給材料等については、発注者の指定する場所へ搬出。以下この条において同じ。）するとともに、履行場所等を原状に復して発注者に明け渡さなければならぬ。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の原状回復を行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

- 5 第2項及び第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、第11条又は第12条第1項の規定により契約が解除された場合等においては発注者が定め、第10条第1項、第14条又は第15条の規定により契約が解除されたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。  
(発注者の損害賠償請求等)
- 第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
  - (2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。
  - (3) 第11条又は第12条の規定により債務の履行後にこの契約が解除されたとき。
  - (4) 受注者がこの契約の履行にあたり第23条の規定に違反したとき。
  - (5) 前4号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第11条又は第12条の規定により債務の履行前にこの契約が解除されたとき。
  - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当する場合においては、発注者は、違約金として、遅延日数1日につき、委託料（既に債務を履行した部分がある場合には、当該部分に対する委託料相当額を控除した額）の1000分の1に相当する額を徴収するものとする。
- 6 第1項第1号に該当する場合においては、履行期間経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、発注者は遅延利息として、遅延日数に応じ、業務委託料（既に引き渡しを受けた部分がある場合には、当該部分に対する委託料相当額を控除した額）につき、年3パーセントの割合で計算した額を徴収して委託期間を延長することができる。
- 7 第2項の場合（金沢市契約規則第31条第1項において読み替えて準用する同規則第5条第1項第6号の規定による担保の提供を受けている場合にあっては、第12条第1項第8号又は第9号アからキまでの規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

- (受注者の損害賠償請求等)
- 第19条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当す  
【2025.4.1 施行】

る場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第14条又は第15条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第8条第1項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(建物等に対する損害賠償)

第20条 受注者は、委託業務の執行によって発注者の建物及び設備等に損害を与えたときは、発注者に対してその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が発注者の責めによる場合又は天変地異その他受注者の責めとならない事由による場合においては、この限りでない。

(第三者に対する損害賠償)

第21条 受注者は、委託業務の執行によって第三者に損害を与えたときは、一切自己の責任においてこれを解決しなければならない。

(損害賠償の予約)

第22条 発注者は、受注者が金沢市契約規則第43条の2第1項第7号から第10号までのいずれかに該当したときは、契約の解除の有無にかかわらず、契約金額の100分の20に相当する損害賠償金を徴収する。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではない。

- (1) 受注者が金沢市契約規則第43条の2第1項第7号から第9号までのいずれかに該当する場合で、この契約に關し、公正取引委員会が受注者に違反行為があつたとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令の対象となる行為が不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるときその他発注者が特に認めるとき。
- (2) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が金沢市契約規則第43条の2第1項第10号の規定に該当する場合で、当該受注者に対する刑の確定が刑法第198条の規定によるものであるとき。
- 2 発注者は、受注者が金沢市契約規則第43条の2第1項第10号に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除の有無にかかわらず、損害賠償金として、前項に規定する額のほかに、契約金額の100分の5に相当する額を徴収する。

  - (1) 金沢市契約規則第43条の2第1項第7号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
  - (2) 金沢市契約規則第43条の2第1項第10号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違法行為の首謀者であることが明らかになったとき。
  - (3) 独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を、発注者に提出しているとき。

- 3 前2項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。

(個人情報の保護)

第23条 受注者は、個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。)の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければ

ならない。

- 2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 3 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。
- 4 受注者は、この契約による業務を行うため個人情報を取得するときは、その業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- 5 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために個人情報の取扱責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な措置を講じなければならない。
- 6 受注者は、その従事者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の適正な管理が図られるよう、当該従事者に対する必要な監督を行わなければならない。
- 7 受注者は、この契約に基づく事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密等の保持及び個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。
- 8 受注者は、派遣労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と派遣元の契約内容にかかわらず、発注者に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。
- 9 受注者は、あらかじめ発注者の書面による指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 10 受注者は、あらかじめ発注者の書面による承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
- 11 受注者は、あらかじめ発注者の書面による承認があるときを除き、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いを第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 12 受注者は、発注者の承認により、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いを第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、発注者が受注者に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に書面により求めるものとする。
- 13 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から提供を受け、又は自ら取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了(業務中止及び業務廃止を含む。)後直ちに発注者に返却し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 14 受注者は、この契約による業務により保有する個人情報については、本契約終了後直ちに消去し、又は廃棄しなければならない。ただし、発注者が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 15 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちにその状況を発注者に通知し、適切な措置をとらなければならない。また、調査結果を遅滞なく発注者に報告しなければならない。
- 16 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するに当たり、個人情報の取扱責任者の設置及びその他個人情報の管理状況について報告を求め、又は実地等による調査をすることができるものとする。
- 17 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するた

めに取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

(秘密の保持)

第24条 受注者は、この委託業務の執行により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(規定の適用)

第25条 この契約に定めるもののほか、金沢市契約規則の定めるところによる。

(疑義の決定)

第26条 この契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者との協議の上、定めるものとする。

# 粟崎地区建物等水準調査業務委託（その1）

## 特記仕様書

### 1. 業務の目的

本業務は、令和6年能登半島地震を起因とした液状化被害に対し、再度災害防止を目的とした液状化対策工事等の影響を確認するため、建築物及び敷地の水準変動の観測調査を行い、被災者の再被害に対する懸念緩和を目的とする。

### 2. 業務範囲

金沢市粟崎町地内

### 3. 業務期間

契約締結の日から令和8年3月19日まで

### 4. 業務内容

#### （1）打合せ協議

本業務に係る打合せ等は、「業務着手時」、「中間打合せ」、「成果品納品時」を基本とするが、必要に応じ実施するものとする。

#### （2）作業計画の作成

業務実施にあたり、作業工程及び作業手順、報告書作成までの計画を作成する。

#### （3）現地踏査

業務着手にあたり、事前に現地状況を把握し、円滑に作業が行えるよう作業計画へ反映させること。

#### （4）建物水準調査

調査対象範囲内の敷地及び建物基礎の不動点における水準測量計測8点程度 pp(基礎辺長の計測を含む)並びに既存の建物基礎クラック状況を調査し、調査対象敷地毎に水準測量結果及び建物傾斜状況並びに基礎クラック状況を報告書としてとりまとめる。

基準とする水準点は、発注者と協議し決定するものとする。なお、調査対象者への調査実施案内の送付は発注者が行う。

### 5. 資料の貸与

本業務にて貸与可能な資料は下記とする。なお、提供したデータは本業務においてのみ使用するものとする。

- ・令和6年道路災害復旧工事に伴う測量業務委託 報告書（地形図）

### 6. 成果品の提出

成果報告書は、委託業務内容の各項目について十分な調査を実施し、内容の不統一、相互間の矛盾のないものとして必要部数を提出すること。成果報告書提出内容は下記の通りとする。

- ・報告書（本編）（A4判） : 1部
- ・電子データ : 1式

## 7. **秘密事項の堅持**

受託者は、業務上知り得た内容について、これを絶対に他に漏らしてはならない。また、成果品はすべて発注者の所有とし、本市の承諾を受けないで他に公表、貸与、使用してはならない。

## 8. **業務の瑕疵**

受託者は、業務委託が完了し、成果品引き渡し後といえども、成果品に誤り等が認められた場合には、速やかに受託者の責任において修正しなければならない。

## 9. **その他**

本仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、別途協議の上定めるものとする。

# 金沢市業務委託成果品標準作成要領

- 1 成果品の提出は、別紙業務委託特記仕様書によるものとする。
- 2 報告書、図面等の規格については下記のとおりとする。
  - (ア) 報告書のサイズは、A4版を原則とし、成果品一切を一緒にとじ込むものとする。
  - (イ) 図面等は、A3版に縮小したものを折り込み製本する。
  - (ウ) 背表紙には、様式(1)のタイトルを明示するものとする。
  - (エ) 背表紙の材質、タイトルの文字については特別に指定しないものとする。
  - (オ) 報告書原稿は、別途にファイルし提出するものとする。
  - (カ) なお、これらを一つにまとめるような箱にいれる必要はないものとする。
- 3 業務委託における最終成果は、電子データで納品するものとする。ここでいう電子データとは、「金沢市業務委託特記仕様書（共通編）10電子納品」で定めるファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指すものとし、特記仕様書の実施内容に従って、監督員に提出するものとする。

様式(1) (記載例)

令和△年度
に ◇
伴 ◇
う ◇
測 ◇
量 ◇
設 ◇
計 ◇
業 ◇
務 ◇
委 ◇
託 ◇
工 事
報
告
書
○ 金 沢 市
○ コ ン サ ル タ ン ト
○ 課

↑  
5cm程度  
あける

様式(2) (記載例)



様式(3) (記載例)

◇◇◇◇改修工事に 伴う測量設計業務委託	
図面目録	
1. 平面図	3枚
2. 縦断図	2枚
3. 横断図	15枚
4. 構造図	6枚
計	26枚

## 金沢市業務委託特記仕様書（共通編）

### 1 業務カルテ作成・登録

受注者は、契約時または完成時において、受託金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務実績データ」を作成し、監督員に「通知書（登録のための確認のお願い）」の承諾を受けたうえ、受注時は契約後、土日祝日等除き15日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土日祝日等を除き15日以内に、完了時は業務完了後15日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた際は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。変更時と完了時の間が15日間に満たない場合は変更時の提出を省略できるものとする。

なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

### 2 技術者の選任

受注者は、担当技術者、管理技術者及び照査技術者（設計、軟弱地盤解析及び弾性波探査業務等）を選任するにあたり、資格及び経歴の提示を求めている業務については、資格及び経歴書を別途作成のうえ監督員に提出すること。

### 3 詳細設計照査要領に基づく照査審査表の提出（設計）

国土交通省制定「詳細設計照査要領」「土木工事設計図書の照査ガイドライン（北陸地整R2.4）」に基づくものとし、下記に留意し設計計算書と分冊し、提出するものとする。

- （1）諸基準等との関連する具体的な照査内容は、発注者に報告するものとする。
- （2）照査項目の中に複数の確認項目がある（例えば関係機関が複数ある）場合は、必ず備考欄または別紙を用いて確認済み事項がわかるようにする。

### 4 ウィークリースタンス等の推進

本業務は、建設業の働き方改革を推進するため、受発注者協力のもとウィークリースタンス等に取り組むこととする。なお、業務着手前に受発注者間で下記事項について協議のうえ実施し、就業環境の改善に努めること。

#### ＜発注者の取組＞

- ・受注者からの質問や協議に対する回答については、基本的に「その日のうち」に回答すること。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に行うこと。
- ・「月曜日の朝一番」及び「各コンサルタント会社のノ一残業デー翌日の朝一番」を期限とした作業を指示しないこと。
- ・「金曜日の業務依頼」や「昼休み・定時間際・定時後の業務依頼や打合せ」は控えること。

#### ＜受注者の取組＞

- ・業務着手前に工程管理方法について綿密に検討のうえ、作業間の関連や業務の進捗状況等を常に把握すること。
- ・業務実施中において問題が発生した場合は、作業内容や工程及び発生原因等を整理のうえ、速やかに監督員と書面で協議すること。

### 5 建設副産物対策の検討（設計）

設計にあたっては、建設副産物の発生の抑制・再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行うものとし、建設副産物の検討成果として、「建設リサイクルガイドライン」（国土交通省）で定める別添1、別添2のリサイクル計画書を作成すること。「建設リサイクルガイドライン」は下記を参照すること。

[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d11pdf/recyclehou/recycle\\_rule/gaido.pdf](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d11pdf/recyclehou/recycle_rule/gaido.pdf)

### 6 金沢産材利用の検討（設計）

設計にあたっては、「金沢市内の建築物・公共土木工事等における木材利用方針」に則った設計を行うものとし、金沢産材の利用に努めること。

## 7 国際単位系単位の標記

業務委託の成果品（設計図等）の表示については、国際単位系（S I）によるものとする。

## 8 設計業務における生産性向上の検討（設計）

生産性向上に関する提案がある場合、技術者の着眼点・留意点等（当該設計時に生産性向上の観点から一層の検討を行う事項）について、後設計を実施する技術者に適切に情報を引き継ぐため、提案書を作成すること。

また、前設計で提案書が作成されていた場合、適切に提案内容を検討すること。

※参考：「建設現場の生産性を飛躍的に向上するための革新的技術の導入・活用に関するプロジェクト」（国土交通省）

[https://www.mlit.go.jp/tec/tec\\_tk\\_000062.html](https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000062.html)

### （1）概略設計時

当該業務で、最適案として選定された1ケースについて、生産性向上の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、予備設計時に検討すべき生産性向上提案を行い、下記、生産性向上提案書を作成し提出するものとする。

#### 生産性向上提案書

概略設計の内容	予備設計時に検討すべき生産性向上提案及び効果	関連する検討事項及び問題点

### （2）予備設計時

当該業務で、最適案として選定された1ケースについて、生産性向上の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について検討し、また、先行する概略設計において、生産性向上提案書がある場合はその主旨を十分掌握し、可能性の可否について検討し、詳細設計時に検討すべき生産性向上提案を行い、下記、生産性向上提案書を作成し提出するものとする。

#### 生産性向上提案書

予備設計の内容	概略設計時に検討した生産性向上提案及び効果 (概略設計がある場合記入)	詳細設計時に検討すべき生産性向上提案及び効果	関連する検討事項及び問題点

### （3）詳細設計時

当該業務で、生産性向上の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について検討し、また、先行する予備設計において、生産性向上提案書がある場合はその主旨を十分掌握し、可能性の可否について検討し、検討すべき生産性向上に関する提案を行う。

## 9 ボーリングデータの検定

ボーリング調査において、以下のボーリングデータを作成した場合は、国土地盤情報センターへ検定を依頼し、発行された検定証明書を監督員に提示して、検定済みであることを報告すること。

① ボーリング柱状図（XML 形式）／② 土質試験結果一覧表（XML 形式）

## 10 電子納品

本業務委託は、電子納品対象業務委託であり、調査、測量、設計などの各業務の最終成果を電子データで納品するものである。ここでいう電子データとは、別表1に示す各種電子納品要領等で定めるファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

### （1）電子納品は以下のとおり実施すること。

・別表2に示す資料をCD-RまたはDVD-R等で1部納品する。

※土質調査業務委託の場合は2部納品する。

・電子媒体内容と同様なもの等を印刷製本した紙ベースの成果1部を納品する。

・各種電子納品要領等に定めがない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

(2) 業務着手時には、事前協議チェックシートを用いて事前協議を行うこと。

(3) 発注者が行う電子納品に関する調査について協力すること。

(4) 成果品の納品に際し、以下の事項に確認すること。

- ・電子納品チェックシステムを使用し、エラーがないことを確認する。なお、電子納品チェックシステムは、下記より入手し最新バージョンを使用する。

【土木：電子納品チェックシステム】

[http://www.cals-ed.go.jp/edc\\_download/](http://www.cals-ed.go.jp/edc_download/)

- ・最新のウイルス対策ソフトで、提出物にウイルスが混入していないことを確認する。

(5) 電子媒体の内容の原本性を証明するために電子媒体納品書に署名捺印の上、電子媒体と共に提出すること。

(別表1)

名 称	摘要	
金沢市電子納品の手引き（案）【業務委託編】	令和6年4月	金 沢 市
石川県電子納品ガイドライン	令和4年4月	石 川 県
土木設計業務等の電子納品要領	令和5年3月	
土木設計業務等の電子納品要領【電気通信設備編】	令和5年3月	
土木設計業務等の電子納品要領【機械設備工事編】	令和5年3月	
CAD製図基準	平成29年3月	
CAD製図基準【電気通信設備編】	平成29年3月	
CAD製図基準【機械設備工事編】	平成29年3月	
測量成果電子納品要領	令和3年3月	
地質・土質調査成果電子納品要領 本編、付属資料	平成28年10月	
デジタル写真管理情報基準	令和5年3月	
電子納品運用ガイドライン		
【業務編】	令和5年3月	
【測量編】	令和3年3月	
【地質・土質調査編】	平成30年3月	
電子納品運用ガイドライン【電気通信設備業務編】	令和5年3月	
電子納品運用ガイドライン【機械設備工事編【業務】】	令和5年3月	
CAD製図基準に関するガイドライン	平成29年3月	
CAD製図基準に関する運用ガイドライン【電気通信設備編】	平成29年3月	
CAD製図基準に関する運用ガイドライン【機械設備工事編】	平成29年3月	

国土交通省

(別表2)

電子納品対象資料	作 成 者
打合せ記録簿 ※	受注者
成果品	受注者

※ 打合せ記録簿は押印したものを正として紙で提出し、電子化して納品するものは電子印などの押印の必要はありません。